

令和8年度音声機能障害者発声訓練・指導者養成事業委託仕様書

1 事業内容

- (1) 疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対する発声訓練
- (2) 発声訓練に携わる指導者の養成

2 実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 実施方法等

- (1) 発声訓練 年70回程度

ア 対象者

疾病等により喉頭を摘出した音声機能障害者であって、発声能力の回復が見込まれる者

イ 訓練内容

講習会等の方法により、概ね次の内容について日常生活における会話を可能とする程度を目的として行う。

(ア) 食道発声訓練

(イ) 人工喉頭（笛式又は電動式）による発声訓練

ウ 留意事項

(ア) 対象者の早期把握に努めること。

(イ) 短期間に実効を上げ得るよう適切な訓練期間を設定すること。

(ウ) 講師は専門の医師及び発声訓練指導法を修得した者等から選定すること。

- (2) 発声訓練指導者養成 年2回程度

ア 対象者

音声機能障害者の発声訓練指導に理解と熱意を有する者

イ 養成内容

講習会等の方法により、概ね次の内容について行う。

(ア) 発声法の理論及び指導実習

(イ) 喉頭摘出者の健康管理

(ウ) その他発声訓練指導に必要な事項

ウ その他

対象者を喉頭摘出者団体等が行う発声訓練指導養成の事業に参加させることにより、この講習会の実施に代えることができる。